



投票の方法



1. 選挙当日（7月20日）の投票方法

- （１）投票所入場券に記載されている投票所で投票することができます。
- （２）投票所の受付で投票所入場券を渡し、選挙人名簿との対照を受けます。
 - ※ 投票所入場券がなくても、選挙人本人であることが確認できれば投票することができますので、投票所にて係員にお申し出ください。
- （３）選挙区選挙の投票用紙（薄い黄色）には、候補者名を記載してください。
- （４）比例代表選挙の投票用紙（白色）には、候補者又は政党名を記載してください。
 - ※ 候補者名や政党名以外の事項を記載した場合、その投票は無効となる場合があります。
 - ※ けがなどにより投票用紙への記載が難しい場合は、投票所の事務に従事する者が代わって記載しますので、お申し出ください。

2. 選挙の当日に投票所に行けないときの投票方法

仕事や旅行、入院等で、選挙の当日に投票所に行けない場合は、（１）期日前投票又は（２）不在者投票などを行うことができます。

（１）期日前投票

投票日に仕事や旅行などの予定があり、投票所に行けないと見込まれる方は、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会が指定する期日前投票所（市役所、町村役場、一部のショッピングセンター等）において、期日前投票ができます。

◆ 期日前投票の流れ

- ① 市町村の選挙管理委員会が設けた期日前投票所に行き、宣誓書に必要な事項を記載し、提出します。
- ② 選挙人名簿との対照後、投票用紙が交付されます。
- ③ 選挙当日の投票所における投票方法と同様の手続により投票します。

（２）不在者投票

長期の旅行や仕事、引越（転出）などにより、現に選挙人名簿に登録されている市町村の投票所に行けないと見込まれる方は、滞在地（転出先）の市町村の選挙管理委員会において、不在者投票ができます。

◆ 不在者投票の流れ

- ① 投票日前日までに、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、直接又は郵送により投票用紙等を請求します。

※ 請求から交付までに時間を要するため、早めに請求してください。

※ 公示日の前に請求することもできます。

- ② 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会から、「投票用紙」、「投票用封筒（外封筒及び内封筒）」、「不在者投票証明書」が郵送で届きます。

※ 「不在者投票証明書」の入っている封筒は開けると無効になりますので、ご注意ください。

- ③ 投票日前日までに届いた、②の書類一式を開封せずに持参して、滞在地（転出先）の市町村の選挙管理委員会で、不在者投票をします。

※ 不在者投票は、滞在地（転出先）の市町村の選挙管理委員会で投票用紙に記載後、投票用内封筒に入れて封をし、更に投票用外封筒へ入れて封をし、投票用外封筒の表面に署名します。（滞在地〔転出先〕の市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会へ送致されます。）

（３）指定施設等での不在者投票、郵便等投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院、入所しており、歩行が困難な場合等は、当該施設において不在者投票をすることができる制度があります。

詳しくは、青森県選挙管理委員会のホームページでご確認いただくか、お住いの市町村選挙管理委員会にお問合せください